

佐賀県規則第7号

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則及び旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則(昭和23年佐賀県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第6条の2関係)		別表(第6条の2関係)	
検査項目	水質基準	検査項目	水質基準
略		略	
<u>大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)</u>	略	<u>大腸菌</u>	略
略		略	
備考		備考	
1 検査方法は、次のとおりとする		1 検査方法は、次のとおりとする	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) <u>大腸菌群</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条で定める <u>検査方法</u> とすること。		(4) <u>大腸菌</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条で定める <u>検定方法</u> とすること。	
(5) 略		(5) 略	
2 略		2 略	

(旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則(昭和34年佐賀県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第5条関係）

検査項目	水質基準
略	
<u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>	略
略	

備考

- 1 検査方法は、次のとおりとする
 - (1)～(3) 略
 - (4) 大腸菌群にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条で定める検査方法とすること。
 - (5) 略
- 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

検査項目	水質基準
略	
<u>大腸菌</u>	略
略	

備考

- 1 検査方法は、次のとおりとする
 - (1)～(3) 略
 - (4) 大腸菌にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条で定める検定方法とすること。
 - (5) 略
- 2 略